



目次

告示	ページ
○特定計量器の定期検査の実施 (工業振興課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (11件) (治山林道課)	1
○区画漁業の免許 (漁業管理課)	2
○基本測量の実施の通知 (用地対策課)	3
○公共測量の実施の通知 (")	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (2件) (都市計画課)	3
○県営土地改良事業の計画の定め (農業基盤課)	3

告 示

高知県告示第809号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
須崎市	平成30年11月20日	午前10時30分から 午前11時30分まで	上分公民館
〃	〃	午後1時30分から 午後2時30分まで	浦ノ内公民館

高知県告示第810号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和52年8月農林水産省告示第794号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び三原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第811号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和53年10月農林水産省告示第383号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第812号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和54年7月農林水産省告示第1031号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第813号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和55年1月農林水産省告示第77号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第814号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年1月農林水産省告示第24号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第815号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年2月農林水産省告示第171号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第816号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年2月農林水産省告示第286号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第817号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年9月農林水産省告示第1321号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び津野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第818号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年10月農林水産省告示第1487号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第819号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年10月農林水産省告示第1571号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第820号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年1月農林水産省告示第54号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第821号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、次のとおり区画漁業を平成30年10月16日に免許した。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

◎区画漁業権（第一種区画漁業（くろまぐる養殖））（2件）

漁場計画の公示の際の公示番号及び免許番号	漁業権者の住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	免許の内容	制限又は条件	存続期間
区 第 3, 301 号	高知市本町一丁目 6番21号 高知県漁業協同 組合 代表理事 澳本 健也	平成 30年 5月 高知 県告 示第	養殖用の種苗は、 人工種苗でなければ ならない。	平成 30年 10月 16日 から 平成

		463号のとおり		35年8月31日まで
区 第3,302号	高知市本町一丁目6番21号 高知県漁業協同組合 代表理事 澳本 健也 須崎市野見130番地3 野見漁業協同組合 代表理事 西山 洋 須崎市大谷235番地52 大谷漁業協同組合 代表理事 西村 林 須崎市浜町二丁目4番9号 錦浦漁業協同組合 代表理事 木下 進輔 須崎市浜町二丁目4番8号 須崎釣漁業協同組合 代表理事 笹岡 博 須崎市浜町二丁目4番10号 須崎町漁業協同組合 代表理事 和田 義光	〃	〃	〃

高知県告示第822号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を平成30年9月18日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
基本測量（水準測量）
- 2 作業期間

平成30年11月1日から平成31年2月23日まで
3 作業地域
高知市、南国市、土佐清水市、四万十市、香南市、吾川郡いの町及び幡多郡黒潮町

高知県告示第823号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成30年9月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年9月3日から同年12月28日まで
- 3 作業地域
安芸郡芸西村西分地内

高知県告示第824号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
南国市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成23年10月高知県告示第690号高知広域都市計画道路事業（3・4・6号高知南国線）
- 3 事業施行期間
平成23年10月21日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

高知県告示第825号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
香美市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成25年4月高知県告示第316号高知広域都市計画道路事業（3・5・23号新町西町線）
- 3 事業施行期間
平成25年4月30日から平成36年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
平成25年4月高知県告示第316号の事業地のうち香美市土佐山田町秦山町一丁目地内において事業地を変更する。
(2) 使用の部分
平成25年4月高知県告示第316号の事業地のうち香美市土佐山田町秦山町一丁目地内において事業地を変更する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（北川地区農地中間管理機構関連農地整備事業（区画整理））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年10月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成30年10月16日から同年11月13日まで
- 3 縦覧場所
北川村役場
- 4 その他
この土地改良事業の計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
また、この土地改良事業の計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業の計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。）、土地改良事業の計画の取消しの訴えを提起することができる。